

[事案 26-22] 解約手続無効請求

・平成 26 年 7 月 30 日 裁定打ち切り

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

自分（代表取締役）が病気療養中、常務が法人契約を無断で解約したことを理由に、解約手続の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 3 月に契約した法人契約（利率変動型積立保険）が、平成 25 年 2 月に解約されたが、以下の理由により、解約を無効としてほしい。

- (1) 自分（代表取締役）には本契約の解約意思はなく、病気療養中に、常務が勝手に解約したものである。
- (2) 平成 24 年 6 月に担当者が見舞いに来てくれた際、法人契約を個人契約に移行する話をしていたので、担当者は、常務が解約を申し出ても、不信に感じ、代表取締役である自分に確認するべきであった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人は、解約手続を行うことを承諾していたと認められるので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 解約請求書には、法人代表者または法人代表者より委任された者しか管理しえない法人の登録印が押印されており、解約返戻金の振込先も法人名義の口座だった。
- (2) 解約請求書は担当者が回収したものではなく、本社の解約担当部署に郵送で届いた。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定打ち切り通知にその理由を明記し、裁定手続を打ち切ることとした。

1. 当審査会に提出された書面および証拠を検討したところ、本申立ては、会社内部の問題であり、代表取締役の療養中における他の取締役の権限の範囲が重要な争点であると考えられる。
2. しかしながら、本件で、この点について明らかにするには、申立人、募集人に加え第三者である常務などの事情聴取等によらざるをえないが、当審査会は裁判外紛争解決機関であるため、第三者の証人尋問を求める権限はなく、当事者の反対尋問の機会等の手続もないことから、当審査会において事実関係を明らかにすることは著しく困難と言わざるを得ない。